

熊本市保存樹木等助成金交付要綱

制定 平成20年12月19日市長決裁
改正 令和 2年 4月1日環境共生課長決裁
改正 令和 6年 1月1日みどり公園課長決裁
改正 令和 7年 2月3日みどり公園課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18条。以下「条例」という。）第21条第4項の規定に基づき、保存樹木等の所有者等に対し交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる者は、保存樹木等の所有者等とする。

2 助成の対象となる行為は、保存樹木等の保全を図るために行う行為であって、次に掲げるものとする。

- (1) 隣地等へ越境している枝の剪定
- (2) 病木・老木等の養生のため、臨時に行う養生行為

(暴力団員の排除)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第12条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(助成の内容)

第4条 助成金の額は、市が積算した金額又は見積りによる申請額のいずれか低い額の2分の1以内に相当する額とし、30万円を限度として算出した額を、申請に基づき予算の範囲内において交付するものとする。ただし、この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額とする。

(助成金交付申請)

第5条 第3条第2項各号に該当する行為に対して助成金の交付を申請しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、当該行為を行う前に熊本市保存樹木等助成金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、当該年度の3月15日とする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、申請者に対し熊本市保存樹木等助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 申請者は、やむを得ない理由により申請内容を変更する場合又は当該行為を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、熊本市保存樹木等助成金内容変更等承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならないこととする。

(計画変更の承認等)

第8条 市長は、前条の申請書の内容が適当と認めるときは、速やかに熊本市保存樹木等助成金内容変更等承認通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、当該行為が予定の期間内に完了しないときには、速やかにその理由及び当該行為の進行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならないこととする。

(完了届)

第9条 申請者は、助成の対象となる行為が完了したときは、熊本市保存樹木等助成金完了届（別記様式第5号）を当該行為の完了した日から起算して10日以内又は助成金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならないこととする。

(助成金の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による完了届に基づき施行状況を審査し、完了を確認した後、その内容が助成金

の交付に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする者は、前項の確定通知書を受け取った後、支払いを請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求書を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市保存樹木等助成金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7年2月3日から施行する。

熊本市長 (宛)

住 所

氏 名
電話番号

熊本市保存樹木等助成金交付要綱第5条の規定により熊本市保存樹木等助成金を交付されるよう次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 助成の対象となる行為の内容等

対 象 と な る 保 存 樹 木 等		指 定 番 号	
保 存 樹 木 等 の 所 在 地			
実 施 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
行 為 の 内 容	行 為 の 種 類		
	経 費	助成対象額	円
		財源内訳 (自己資金	円)
		(助成金充当予定額	円)

※添付書類

- (1)見積書 (写し)
- (2)現況写真
- (3)その他参考資料

申請者 住 所

氏 名 様

熊本市長 印

熊本市保存樹木等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市保存樹木等助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、熊本市保存樹木等助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 助成金額は、次のとおりとする。
助成金額 金 円
- 2 助成金は、助成の対象となる行為の終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 3 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 助成の対象となる行為の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成の対象となる行為を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 助成の対象となる行為が予定の期間内に完了しないとき又は助成の対象となる行為の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成の対象となる行為の終了後10日以内又は助成金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに完了届を市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 4 助成条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が助成を不相当と認めたときは、助成を取り消し、若しくは助成決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
- 5 監査委員が必要と認めたときは、監査をすることがある。
- 6 市長が必要と認めたときは、助成の対象となる行為の状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号 (第7条関係)

熊本市保存樹木等助成金内容変更等承認申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定の通知があった助成の対象となる行為について申請内容を次のとおり変更・中止・廃止したいので、熊本市保存樹木等助成金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

3 添付書類 熊本市保存樹木等助成金交付決定通知書

様式第4号（第8条関係）

発第 号
年 月 日

申請者 住 所

氏 名 様

熊本市長 印

熊本市保存樹木等助成金内容変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市保存樹木等助成金の内容変更・中止・廃止については、熊本市保存樹木等助成金交付要綱第8条第1項の規定により、これを承認します。

記

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市保存樹木等助成金については、熊本市保存樹木等成
金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり内容変更・中止・廃止したので通知します。

記

1 助成金額は、次のとおりとする。

助成金額 金 円

2 内容変更・中止・廃止の理由

熊本市保存樹木等助成金完了届

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者
氏 名
電話番号

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定の通知があった助成の対象となる行為について、熊本市保存樹木等助成金交付要綱第9条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

対 象 と な る 保 存 樹 木 等		指定番号	
保 存 樹 木 等 の 所 在 地			
完 了 年 月 日	年 月 日		
行 為 の 内 容	行 為 の 種 類		
	経 費	助成対象額 財源内訳 (自己資金 (助成金交付決定額	円 円) 円)

※添付書類

- (1) 助成の対象となる行為の経費支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (2) 助成の対象となる行為の施工中及び完成時の写真
- (3) その他参考資料

発第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名 様

熊本市長

助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市保存樹木等助成金については、熊本市保存樹木等助成金交付要綱第10条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助成金 _____ 円